

和歌山県監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月1日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 富 安 民 浩
和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
西牟婁振興局	令和4年1月14日
紀南県税事務所	〃
和歌山県紀南児童相談所	〃
和歌山県立田辺産業技術専門学院	〃
和歌山県教育委員会紀南教育事務所	〃
和歌山県教育センター学びの丘	〃
和歌山県立田辺中学校・和歌山県立田辺高等学校	〃
和歌山県立田辺工業高等学校	〃
和歌山県立神島高等学校	〃
和歌山県立南紀高等学校	〃
和歌山県立熊野高等学校	〃
和歌山県立南紀支援学校	〃
和歌山県立はまゆう支援学校	〃
和歌山県田辺警察署	〃
和歌山県白浜警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

西牟婁振興局健康福祉部

特定医療費支給認定申請及び受胎調節実地指導員指定申請書に係る関係書類を紛失していたので、今後このようなことのないよう、公文書の厳正な管理・保管に努められたい。

(2) 注意事項

ア 西牟婁振興局地域振興部

西牟婁振興局住宅昇降機装置保守点検業務委託の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。

イ 西牟婁振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金に係る債権について、未収債権一覧表を作成していなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 損害賠償金の支払及び廃車を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたため、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

ウ 西牟婁振興局農林水産振興部

(ア) 消耗品の納品において、当日不在の職員が納品検査を行っている事例があったため、適正に処理されたい。

(イ) 海岸保全区域占用料について、納期限から20日経過後も督促状を発していなかったため、適正に処理されたい。

エ 西牟婁振興局建設部

(ア) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

(イ) カラー複合機賃借の単価契約において、次の不適切な事例があったため、適正に処理されたい。

a 支出予定総額が80万円を超えるものについて、簡易公開調達を行っていた。

b 和歌山県役務調達等公開システムへの結果表示について、税込金額を入力すべきところ、税抜金額で入力していた。

(ウ) 廃川廃道敷地については、令和2年度末で3件が未処理となっている。今後も、引き続き廃川廃道敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。

(エ) 収納した現金の取扱いにおいて、収納員から別の収納員に歳入金を引き継がれている事例があったため、適正に処理されたい。

オ 和歌山県紀南児童相談所

旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったため、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立田辺中学校・和歌山県立田辺高等学校

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったため、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立田辺工業高等学校

寄宿舎ブロック塀修繕契約について、契約保証金免除申請書に契約実績として認められない契約書が添付されていたため、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立熊野高等学校

(ア) 重要物品について、処分調書を作成せずに物品を処分していたため、適正に処理されたい。

(イ) 設備に係る点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったため、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県立はまゆう支援学校

備品の現在高と現物との照合を行った結果、現物確認できない備品があったため、適正に処理されたい。

コ 和歌山県田辺警察署

使用料及び賃借料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。